墨田区立公園条例の一部を改正する条例(案)概要

1 公園及び公園施設の設置基準の新設

都市公園法の一部改正(23.8.30公布、24.4.1施行)により、公園の配置、規模等に関する技術的基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

公園の設置基準

- ア 区民1人当たりの公園の敷地面積の基準
 - 5平方メートル以上を標準とする。
- イ 公園の設置、配置及び規模の基準

種 別	設置基準	配置基準	規模基準
街区公園	公園の特質に応じて区内における	公園の利用者が容易	0 . 2 5 ヘクタール 敷地確保の困難性によりやむを得ない場合にあっては、0 . 0 5 ヘクタール
近隣公園	分布の均衡を図り、 かつ、防火、避難	に利用することができ	2 ヘクタール
地区公園	等災害の防止に資	るように配置する。	4 ヘクタール
総合公園	するよう考慮する。		利用目的に応じて公園
運動公園	するのグ与思する。		の機能を十分に発揮す ることができる規模
上記以外の公園	なし	設置目的に応じて公 園の機能を十分に発揮 することができるよう に配置する。	設置目的に応じて公園 の機能を十分に発揮す ることができる規模

公園施設の設置基準

公園の敷地面積に対する公園施設の建築面積の割合の上限は、<u>100分の2</u>とし、特例によりその割合を超えて建築することができる建築物の種別とその割合は、次のとおりとする。

種別	割	合
休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等	100分	·の10
文化財関連建築物、景観重要建造物及び歴史的風致建造物	100分	·の20
屋根付広場、雨天用運動場(壁がないものに限る。)そ の他高い開放性を有する建築物	100分	ტ 1 0
3月を限度として臨時に設けられる仮設公園施設	100分	·の 2

2 公園の土地の使用料等の上限額の改定

固定資産税に係る固定資産の評価替え(平成24年)に伴い、土地及び公園施設の使用料並びに公園の占用料の上限額を次のように改定する。

土地及び公園施設の使用料

種別	単位	金額	
1里 万リ	平 位	改正案	現行
土地	m²/月	905円	950円
公園施設	箇所 / 月	14,500円	16,100円

公園の占用料

種		単位	金	額
1生	נימ	十 位	改正案	現行
電柱、標識		本/月	1,340円	1,422円
水道管、下水管、:	ガス管、電線	m / 月	5 9 5 円	702円
鉄塔		m²/月	993円	1,053円
変圧塔、マンホール類		箇所/月	993円	1,053円
郵便差出箱、信書便差出箱		箇所/月	3 9 7円	4 2 1円
公衆電話所		箇所/月	993円	1,053円
地下の占用物件	地上露出部分	m²/月	6 0 1円	5 0 1円
	地下部分		297円	350円
高架の占用物件		m²/月	462円	3 8 5円
天体、気象又は土地の観測施設		m²/月	686円	5 7 2円
写真撮影のための常時占用		1台/月	7,920円	8,352円
写真撮影のための臨時的な占用		1回 (1時間以内)	12,375円	13,050円
その他の占用		m²/月	3 3円	3 4 円

3 有料施設(隅田公園自動車駐車場)の新設

隅田公園に自動車駐車場を新設し、その使用料の上限額を次のように定める。

単 位	区分	使用料	
 30分以内の場合、1台、1回	大型車・中型車	無料	
	その他の車両		
30分を超える場合、1台、1回、30分までごとに	大型車・中型車	400円	
30万を超んる場合、「台、「凹、30万までことに	その他の車両	100円	

規則で定める使用時間を超えて自動車駐車場を使用した場合は、所定の使用料に加え、当該使用時間を超えて使用した日1日につき2,000円の範囲内で規則で定める額を徴収する。

4 施行期日

本年4月1日